

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第483号）

〔制服販売業者選定評価文書不存在非公開決定審査請求事案〕

（答申日：令和8年2月4日）

第一 審査会の結論

大阪府教育委員会が行った不存在による非公開決定は、妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 令和4年12月29日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

（1）令和4年に大阪府立〇〇高等学校（以下「当該校」という。）が実施した制服製造業者の選定において、制服製造メーカー〇社のうち、〇〇に説明会の案内を送付しなかった正当な理由を説明できるもの。

（2）略

（3）略

（4）令和3年4月1日から令和4年7月31日までの間に、制服関連業者（製造業者・販売業者）と当該校の教職員が校外において面会、または校内・外を問わず電話等で打ち合わせ等を行った内容及び日時が記録されたもの。

（5）略

（6）略

（7）略

- 2 令和5年1月12日、実施機関は、本件請求のうち、本件請求文書の（1）、（4）に係るものについては、「受領していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- 3 同月26日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨及び理由

- 1 審査請求の趣旨

審査請求人が開示請求したものに該当する文書の存在が明らかとなったため、この処分取消しと、再処分及び詳細な経緯説明を求める。

- 2 審査請求の理由

この決定では、不存在として公開されなかったが、審査請求人はこれに該当するものを入手しており、不存在とした決定は不当である。

本件の開示請求先である当該校は、昨年も審査請求人が行った行政文書公開請求において公開漏れがあり、審査請求により追加で公開された文書があるなど、情報公開制度に対する取組みが非常に杜撰である。

当該校では、令和4年5月に公務員の優越的地位の濫用とも言える極めて不透明かつ不当な理由により従前の制服製造業者との協定が半強制的に解除されており、公開漏れ文書はその証拠の1つになり得るものであることから、当該校の不正が教育委員会等に発覚することを恐れて公開対象から意図的に除外したとしか思えない。

当該校がこれを行政文書ではないと解釈したとしても、これまでに審査請求人が公開請求し公開された文書の中には、同種のもので公開されているものもあり、当該校にとって不都合なものを意図的に公開対象から除外したとすれば、情報公開制度の根幹を揺るがしかねない極めて遺憾な行為である。

審査請求人は、当該校のこれまでの数々の不適切な行為が府民の信頼や利益を大きく損ねていると同時に、当該校に対して大きな不信感を抱いており、本審査請求の処分に係る文書の再調査及び公開決定のやり直しを強く求める。

3 口頭意見陳述における主張

審査請求人は本件請求にかかる電子メールが複数件存在することを確認しているため、不存在決定のほずがない。また、本件請求の後に、実施機関あてに同様の趣旨の行政文書公開請求を行った際には、部分公開決定がされたものもあるため、この期間だけ不存在決定がされることは不自然である。

よって、対象の行政文書は存在するはずであるので、適切に該当の行政文書を公開されたい。

第四 実施機関の主張要旨

1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

2 弁明の理由

令和3年4月1日から令和4年7月31日までの間に制服関連業者と当該校の教職員が校外における面会並びに校内及び校外における電話等での打合せ等を行った事実はあるが、その内容及び日時を記録している文書は作成していない。ただし、情報伝達の手段として用いた電子メールについては存在した可能性はあるが、現在確認したところ管理されていないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

3 実施機関説明における主張

情報伝達の手段として用いた電子メールが存在した可能性はあるものの、学校現場ではメ

ールを保存できる容量が少なく、教職員は役割を終えたと考えられる電子メールは削除せざるを得ない状況となっており、該当の電子メール自体は保存されていない。

また、本件請求の当時、該当の電子メールを教員が印刷して私物のファイルに綴じていた紙があったが、組織的に用いるものとして管理しているものではなかったため、行政文書に該当するとはいえず、本件決定は妥当である。

なお、該当の電子メールを印刷した紙については、その後に実施機関内で共有されたため、共有された後に審査請求人から別途情報公開請求があった際には、部分公開決定を行っている。

第五 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 審査請求人は、制服関連業者と当該校の教職員が面会や電話等で打合せ等を行った内容及び日時が記録された行政文書について、不存在非公開決定とされたことを不服としており、自身は該当するものを入手していると主張する。

一方、実施機関は、学校内も探索したが組織的に用いるものとして管理されている行政文書が無かったため、不存在による非公開決定を行った。

(2) 条例第2条では「行政文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう、とされているところ、「実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において実務上必要なものとして利用・保存される状態のものを意味するとされている。

この点、当審査会が実施機関に聴取りを行ったところ、確かに制服関連業者と当該校の教職員が打合せ等を行った事実はあるものの、その記録は作成されておらず、また、制服関連業者と学校との電子メールのやり取りについても、担当教員が印刷して私物のファイルに綴じていたもので、組織的に用いるものとして管理しているものではなかったとのことであった。

そうであるとする、当該メールについて、担当教員が印刷して私物のファイルに綴じている段階においては、作成又は取得に関与した教員個人の段階のものといえ、組織としての共用文書の実質を備えた状態とはいえず、当該実施機関の組織において

実務上必要なものとして利用・保存される状態のものとはいえない。

よって、実施機関が本件請求時において、当該メールについても、組織的に用いるものとして管理していないとして、不存在非公開決定とした実施機関の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

4 付言

上記のとおり、実施機関が不存在非公開決定を行った判断に違法又は不当な点はなく、結論としては妥当と考えられるものの、大阪府行政文書管理規則（平成 14 年大阪府規則第 122 号。以下「規則」という。）第 13 条第 1 項においては、事務及び事業を行うに当たっては、経緯を含めた意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成するものとする、とされている。

実施機関における打合せ内容を確認したところ、制服購入者への対応や制服関連事業者との取決めに関する重要な協議も行われていることが認められることからすると、実施機関においては、処理に係る事実が軽微なものである場合を除き、文書を作成することが規則上求められていることについて、充分留意されたい。

また、実施機関説明によると、学校現場では電子メールの保存容量が少ないため、不要になったと考えられる電子メールは頻繁に削除しているとのことだが、そのような運用では、必要な電子メールまで削除してしまうおそれがある。保存用のハードディスクを整備する等、電子メールの保存については十分な容量を確保し、適切に管理されたい。

電子メールの保管方法については、印刷して紙媒体で保管することも考えられるが、その場合も、本事案のように職員の個人的な判断で 1 枚のみ印刷して職員の私物のファイルに綴じるのではなく、意思決定に至る過程や事務事業の実績を含むメールについては印刷して共用の保管場所に置くなど、実施機関の職員が組織的に用いるものとして管理する体制を整えるべきことを申し添える。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

海道 俊明、近藤 亜矢子、榊原 和穂、高野 恵亮